

退職給付会計制度における退職給付債務に関する一考察

A Study for Projected Benefit Obligation in the System of Retirement Benefit Accounting

大塚健太郎

OTSUKA, Kentaro

本研究は、退職給付会計の論点の再確認と論点の実態を実証分析によって明らかにすることを目的としている。第1の論点は割引率である。退職給付債務の実態が正確に表されていないという問題や国際的な会計基準との収斂との観点から、割引率に関して議論が重ねられてきた。第2の論点は期待運用収益率である。期待運用収益率は退職給付引当金及び当期の退職給付費用ひいては利益に影響を及ぼす。企業による裁量が暗に認められていることを意味するため、議論の対象となっている。割引率は明確な指標が示された一方で、期待運用収益率ではそれが明確に示されていないことが課題として残されている。こうした課題の一部及び懸念材料の影響をデータ分析で確認した。割引率と期待運用収益率の比較では、割引率に比べ期待運用収益率の分布はばらつきが大きく、経営者による裁量的な行動が反映される可能性が示された。期待運用収益率に関してデータ分析を行ったところ、経営者の裁量的行動と思われる項目が明らかとなった。

キーワード：退職給付会計制度 (system of retirement benefit accounting), 退職給付債務 (projected benefit obligation), 割引率 (discount rate), 期待運用収益率 (expected rate of return on assets)

1 問題の所在と研究目的

企業会計の役割は、企業の経営活動を金銭的価値で認識、記録、集計、評価することである。退職給付会計制度では、退職給付債務の算定に際して予測情報が用いられ、測定される。予測には様々な情報が必要となるが、どれも確報ではない。そのため、いかに客観的な情報を取り込むかが重要になる。昨今、退職給付債務に関して多くの開示が求められるようになってきている。退職給付債務の規模によっては、その測定・評価が企業財務に少なくない影響を及ぼしている。

1990年代後半よりバブル経済崩壊後の運用環境の悪化による退職給付に係る隠れ債務の存在や国際的な会計基準の導入が意識されるようになり、2000年に退職給付会計制度が導入された。それ以降、積立不足の減少や退職給付制

度の改革が行われており、退職給付会計制度は企業行動に影響を与えてきているといえよう。退職給付会計制度は新しい制度であることに加え、企業会計を取り巻く多くの環境変化も相まって、同制度は変遷を遂げてきており、現在も改正の過渡期にある。

退職給付会計制度の課題は大きく2点に分けられる。1点目は制度設計の課題である。企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan : ASBJ) が公開草案や論点整理などを経て、当該制度の構築や変更を行ってきており、その度に新たな論点が生み出され議論されてきた。改正制度が会計理論と合致しているかの検証に加え、我が国の会計制度の設計には、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) との整合性という課題も同時に考慮する必要がある。2点目は現状認識の課題である。制度設計が実際の経済事象と

適合しているかが課題となる。これらの点をもとに、本研究では制度の変遷を踏まえた上で今日的な退職給付会計制度の課題を再確認し、そして制度改正が実際の企業行動に与える影響の分析及び考察を目的としている。具体的には、退職給付債務の評価・測定に影響を与えている割引率及び期待運用収益率を取り上げる。

本研究の構成は以下の通りである。第2章は、割引率及び期待運用収益率の論点を確認する。第3章は、前章で課題とされた論点の実証分析として、割引率と期待運用収益率を比較し、期待運用収益率にみられる企業の裁量的行動をデータで確認する。第4章は、本研究の結論と今後の研究課題を論じる。

2 割引率と期待運用収益率に関する論点整理

(1) 割引率に関する論点

退職給付債務を求めるためには各企業が設定している割引率が用いられる。企業会計基準適用指針第25号退職給付に関する会計基準の適用指針（以下、適用指針）では「予想退職時ごとの退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額を、退職給付の支払見込日までの期間を反映した割引率を用いて割り引く。当該割り引いた金額を合計して退職給付債務を計算する。」¹⁾（適用指針第14項）と定められている。割引率の基礎となる利回りは、ダブルA格相当以上の優良社債の利回りや国債の利回りとされており、どの期間の利回りを参考とするのかは、退職給付支払ごとの支払見込期間とされている。また割引率は每期検討しなければならず、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼす場合には、割引率を変更することが必要となる。割引率に関する論点はすでに解決済であるが、その経緯を以下で確認する。

割引率の基準指標となる長期国債や優良社債に関して、具体的にどの期間の利回りを適用するのかという論点が存在した。短期か長期か、

短期であれば短期間の平均なのか、それとも期末時点での利回りかということである。結果的には、期末時点の利回りを取ることでこの論点は解消された。

山口（2001）は、割引率の利回りの基礎として、長期的なトレンドから予測される期待収益率を基礎とした長期アプローチと市場価格で時価を反映する短期アプローチがあると説示した。国際的には短期アプローチが採用されたが、我が国では厳密な意味での短期アプローチは採用されなかった。当時の経済界からの強い要請から、割引率は一定期間の利回りの変動を考慮して決定できるとされ、ボラティリティの吸収を見込んだものとなったのである²⁾。

山口（2001）はこうした割引率の決定方法について「おおむね5年以内の利回りの変動を考慮して、その間に付けた変動幅の範囲の中から適正と思われるものを選択すればよいといった拡大解釈を生む結果ともなっている」と述べ、一定期間の利回りの変動を考慮する方法は、国際的な会計基準との整合性から改めて議論の対象となるであろうことを指摘していた³⁾。

ASBJは2008年7月に公表された企業会計基準第19号において、割引率を一定利回りの変動を考慮する方法から期末における利回りとする方法へと、割引率の設定に関する取扱いを改正した。

企業会計基準第19号での会計基準の改正の理由として、会計上の原則は期末における利回りを割引率の基礎として使用すること、IFRSでは過去5年利回りを割引率の基礎として用いることが認められていないということ、そして一定期間の利回りの平均が効率的な市場で決定された利率より信頼性があることを説明するのは困難であることを挙げている⁴⁾。

三輪（2009）はこの改正の見解として、退職給付会計の導入当時はそれ以前と比較してかなりの低金利環境であったことが考慮され、過去5年間の平均長期金利を割引率としても良かったが、近年において低金利状態が継続してお

り、金利市場の歪みを考慮する合理的理由に欠けるため、期末における市場利回りを設定する方向になったと説明している⁵⁾。

改正の根拠を確認するため、割引率の基準となる国債および優良社債の利回りに関して、過去5年の国債利回りと5年平均の推移(図1)と、過去5年の10年社債利回りと5年平均の推移(図2)を見てみる。

国債及び社債ともに期末時の利率と5年平均の利率の差をみると0.5%以上の乖離が生じている年がある。確かに過去5年平均は遅れて反応しているため、過去5年平均の値に市場よりも信頼性があるとは言い難いと思われる。一方で、金利が安定している局面においては過去5年平均の値が短期的なボラティリティを吸収しているようにもみえる。

社債について補足すると、2011年2月末の

10年物の社債利回りは1.4%であったが、同年3月末には1.85%へと急上昇し、その後同年6月末には再び1.4%に戻った。東日本大震災の影響により、日本企業にリスクプレミアムが上乘せされたものと思われる。極端な例ではあるが、短期的なボラティリティの影響を受けたことからすると、厳密に期末利回りを適用した場合に退職給付債務の見積もりが最善になるのかどうかは疑問の余地が残される。

なお、割引計算をするにあたり、どの期間で割り引くかということについて、平成24年改正会計基準で変更がなされた。従前は従業員の平均残存勤務期間で退職給付債務を算定していたが、改正後は「割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない。例えば、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平

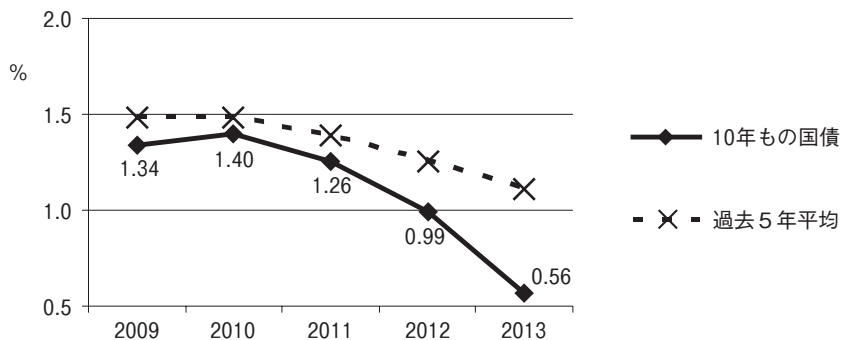


図1 過去5年間の10年物の3月末の国債金利と5年平均金利の推移

出所：財務省のホームページを基に筆者作成⁶⁾

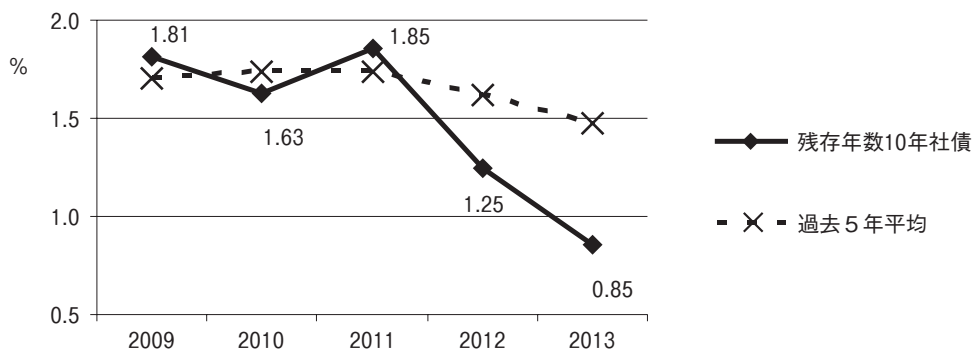


図2 過去5年間の残存年数10年3月末の社債金利と5年平均金利の推移

出所：株式会社ビジネストラストのホームページを基に筆者作成⁷⁾

均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれる⁸⁾（適用指針第24項）としている。期末発生見込額の合計から平均残存勤務期間に対応した1つの割引率を使うのではなく、従業員1人1人に発生する期末発生見込額から、それぞれに対応する割引率を用いるという、より精緻な計算方法に改められた。

以上のような様々な議論を経て、期末時点での優良社債又は国債の利回りを指標とし、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映させるということで、割引率に関する論点はおおむね解決したと考えられる。

(2) 期待運用収益率に関する論点

年金資産の運用の結果、実際の運用利回りと予測の期待運用収益において差が生じる。実際運用率よりも高めの期待運用収益率を設定している場合、企業は退職給付費用を減らすことで利益を押し上げると同時に、退職給付引当金の減少又は増加の抑制を行うことができる（図3参照）。予測値と実測値の乖離により生じた数理計算上の差異は将来の一定期間にわたり費用化される。その結果、退職給付費用の透明化は阻まれることになる。期待運用収益率の設定次第では、当期利益を増加させ負債を減少させるという会計操作の余地があるため、たびたび議論の俎上に載せられてきた。

期待運用収益率は、平成24年改正会計基準において長期期待運用収益率という名称に変更され、2013年4月1日以後開始する事業年度から適用される。改正前は、期待運用収益率は「各事業年度において、期首の年金資産額について合理的に期待される収益額の当該年金資産額に対する比率¹⁰⁾」（退職給付会計に関する実務指針第12項）と定められており、期首から1年間の収益率を指すものであるという解釈がされていた。長期期待運用収益率は「年金資産が退職給付までの支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定する¹¹⁾」（適用指針第25項）こととなった。中長期的には一定の数値に収斂するとの考え方から、長期的な観点に基づいて期待運用収益率を設定することが望ましいと考えられているのである¹²⁾。単年度の運用パフォーマンスでは、ハイリスクハイリターン商品や景気変動によって短期的には大きな振幅が生じる可能性があり、短期の運用収益を予測することは困難な場合がある。

会計基準の改正により期待運用収益率の取扱いの明確化は示されたものの、会計方針の変更までには至っていない。改訂国際会計基準第19号では、経営者の恣意性が入るという懸念から期待運用収益率を廃止しており、我が国の基準とIFRSの基準とに相違が生じている。



図3 退職給付引当金の会計処理

出所：新日本有限責任監査法人編（2013）より抜粋⁹⁾

藤井(2008)は、年金資産の実際の収益と期待運用収益の差が問題だとしている。期待運用収益率を大きくすることで、実際との利差損が結果的に純資産を縮小させると指摘している。期待運用収益率は開示される情報であるため、高すぎる率を使うことの抑止力が働くものの、リスクの高い運用方針を取ることで期待運用収益率を高めることを誘発する懸念があるとしている¹³⁾。今福(2008)によると、こうした数理計算上の差異は、期待運用収益率が恣意的に設定される余地があることが国際的にも問題視されているという¹⁴⁾。挽(2008)は期待運用収益率の選択には、「経営者の保守的なあるいは楽観的な見積りと仮定が含まれている」とし、エンロンやワールドコム事件において期待運用収益率が大幅に高く見積もられるなどの会計不正が散見されたと指摘している¹⁵⁾。

期待運用収益率は長期的な観点で見積もられるようになるものの、従来の考え方を踏襲している。期待運用収益率が恣意的に設定されることで、利益の増加や負債の減少がなされ得る余地があるため、課題が残されていると考えられる。

3 期待運用収益率にみられる企業の裁量的行動

(1) 割引率と期待運用収益率の分布の比較

前節では経営者が期待運用収益率を用いて裁量的行動を行う可能性があること、すなわち退職給付引当金や当期利益において経営者の恣意性が入る余地があるという論点を指摘した。そこで本節では、昨今の期待運用収益率を用いた経営者の裁量的行動についてデータを用いた分析を行う。

期待運用収益率における経営者の裁量的行動に関する先行研究には、以下のようなものがある。吉田(2008)は、2002年から2006年までの期間において、3月決算の東証一部上場企業1,006社を対象とした分析を行った。結果、業績の悪い企業は期待運用収益率を高く設定するような利益増加的行動がみられることを指摘し

ている¹⁶⁾。中嶋(2010)は、割引率及び期待運用収益率でレンジが存在していない3月決算の東証一部上場企業627社(金融、変則決算企業を除く)をサンプルとして分析した。結論として、積立不足が大きく、前年度に発生した数理計算上の差異が大きいほど、割引率及び期待運用収益率の水準が高く、裁量的行動を示す傾向があることを指摘している¹⁷⁾。いずれの先行研究も2009年度以前の情報に基づいて研究されたものである。そこで2013年度から直近3年間を分析期間とし、未だ期待運用収益率に関して経営者の恣意性の介入がみられるかどうかを以下で確認する。また先行研究で分析されている以外の変数を加えることで、期待運用収益率の設定に影響を与える他の要因を探る。

はじめに期待運用収益率の概観として割引率との比較を行う。割引率は指標が明らかにされているのに対し、期待運用収益率は明確ではない。2013年3月決算期においてデータ取得できた581社の割引率の分布と期待運用収益率の分布を比較すると、期待運用収益率の方が分布にばらつきが大きい¹⁸⁾。割引率では99%の企業が0.5%以上2.5%未満の範囲に分布しているのに対し、期待運用収益率では98%の企業が0.5%以上4.0%未満の分布となっている。割引率の最頻値は1.0%以上1.5%以下の229(39%)であり、期待運用収益率では2.0%以上2.5%未満の201(35%)である。分布の裾野が広いということは、数値が一意に決定されていないことを意味しており、それは経営者の恣意性の介入を示しているのだろう。図4と図5を比較すると、直感的ではあるが期待運用収益率の方が相対的に裁量的であると考えられる。

(2) 期待運用収益率を用いた企業の裁量的行動の分析

本節では、期待運用収益率等を用いてデータ分析を行うことで、企業に裁量的な行動の傾向があることを示す。分析に用いる変数についての基本統計量が表1に示されている。変数は平

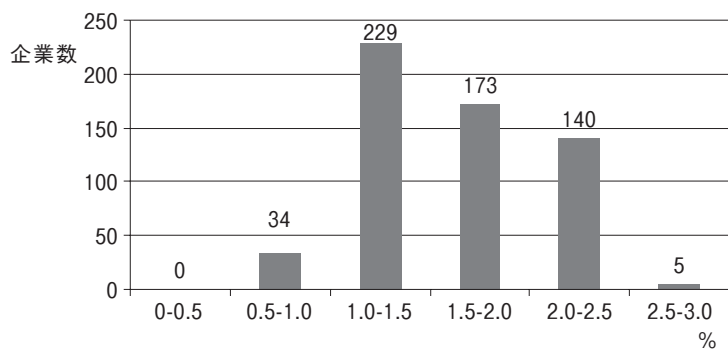


図4 割引率の分布
出所：日経 NEEDS Financial QUEST を基に筆者作成

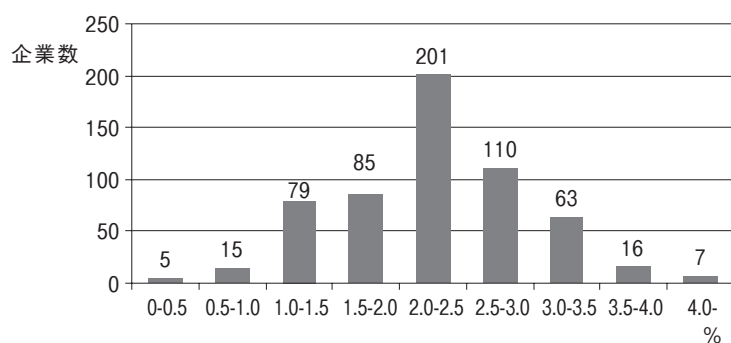


図5 期待運用収益率の分布
出所：日経 NEEDS Financial QUEST を基に筆者作成

表1 基本統計量

変数名	年 度	平均値	最小値	中央値	最大値	標準偏差
期待運用収益率	2011	2.21	-3.30	2.00	7.90	0.90
	2012	2.13	-3.30	2.00	8.60	0.84
	2013	2.06	0.00	2.00	7.60	0.76
純資産経常利益率	2011	10.05	-41.92	9.28	57.16	8.11
	2012	9.02	-38.54	8.31	63.57	8.39
	2013	9.19	-41.96	8.70	67.86	9.38
純資産未認識債務比率	2011	3.70	-14.60	1.82	60.43	6.66
	2012	3.40	-12.11	1.81	60.27	6.45
	2013	2.90	-36.83	1.56	42.68	5.46
前期に発生した数理計算上の差異	2011	-1.20	-24.30	-0.79	11.38	2.18
	2012	0.67	-6.75	0.40	8.83	1.16
	2013	0.53	-21.64	0.20	20.16	1.90
平均勤続年数	2011	15.96	2.60	16.30	23.40	3.31
	2012	16.10	2.90	16.40	24.70	3.24
	2013	16.25	2.90	16.50	23.90	3.12

出所：日経 NEEDS Financial QUEST を基に筆者作成²⁰⁾

均勤続年数を除いて純資産でデフレートしている。柳瀬（2012）を援用すると、未認識債務である隠れ債務が即時認識された際にどの程度自己資本を棄損するかを表す指標として純資産を用いている。特定の企業や業種によっては、隠れ債務による純資産の棄損が資金調達コストの増加につながり、企業財務に極めて深刻な影響を与えうることを指摘し、企業が自己資本の増強を推進してきたことを明らかにしている¹⁹⁾。前章の論点整理では期待運用収益率の設定により利益の増加及び負債を減少させることができる、ひいては純資産の割合を増加させることが可能であることを指摘したが、純資産の棄損または自己資本比率の低下を避けるというインセンティブがはたらいた場合、期待運用収益率について経営者の恣意性が入る余地があることから、本分析では純資産が用いられている。つまり、純資産を基準にした方が経営者の恣意性がより表れやすいと考えられる。

中嶋（2010）にならい、損益計算書に係るフローの変数は2013年であれば2013年決算の数値を、貸借対照表に係るストックの変数は2013年の期首の数値、つまり2012年決算の値を用いた。これは、企業の裁量的行動は期首（前期末）の財務状況を踏まえて行われることを仮定しているためである²¹⁾。

各変数の定義については、純資産経常利益率は、経常利益（t）から期待運用収益（t）を差し引いた額を期首純資産（t-1）で除している。これは企業収益の代理変数として用いている。純資産未認識債務比率については、退職給付債務（t-1）から年金資産（t-1）及び退職給付引当金（t-1）を引いた額を純資産（t-1）で除しており、これは隠れ債務の程度を表す変数として用いる。前期に発生した数理計算上の差異は、数理計算上の差異の額（t-1）から1期前の数理計算上の差異の額（t-2）を控除し、数理計算上の差異の償却額（t-1）を加算した額を純資産（t-1）で除している。これは資産配分の見直しの可能性を考慮した変数として用い

る。平均勤続年数（単位：年）については、退職給付債務の額に影響を及ぼす可能性があるものとして所与の値を用いる。

各変数の過去3年分の相関が表2に示されている。相関係数は-0.267から0.414の範囲内にあり、多重共線性が疑われるような強い相関関係はみられない。

これらの変数を使用し、期待運用収益率の説明力を重回帰分析にて検証する。被説明変数は期待運用収益率（Y）である。説明変数は純資産経常利益率（ x_1 ）、純資産未認識債務比率（ x_2 ）、前期に発生した数理計算上の差異（ x_3 ）及び平均勤続年数（ x_4 ）である。回帰式は以下の通りである。

$$Y = \alpha + \beta_1 x_1 + \beta_2 x_2 + \beta_3 x_3 + \beta_4 x_4$$

とする。

分析結果は表3に示されている。想定される係数の符号は、純資産経常利益率のみ負であり、他の変数では正である。

純資産経常利益率については3年とも統計的な説明力を有していない。中嶋（2010）を援用すると、本業の業績と相殺されている可能性があるからだろう²²⁾。純資産未認識債務比率は3年とも統計的に5%で有意または1%で有意との結果となり、統計的に強い説明力があるといえよう。前期に発生した数理計算上の差異は、2011年では負の値で10%有意である一方、2012年で1%有意、2013年で5%有意である。想定される符号条件と異なる理由として、2011年は前期に発生した数理計算上の差異の平均値が負であったことや、東日本大震災の発生による何らかの影響によるものであると推測される。2011年で期待とは反対の符号となったものの、他の年は統計的に有意であることから、2012年及び2013年では純資産未認識債務比率及び前期に発生した数理計算上の差異の水準が高ければ高いほど、期待運用収益率が高く見積もられる傾向にあることが確認された。平均勤続年数については、2011年に10%有意、2013

表2 分析に使用する相関係数の一覧3年分

2011					
	期待運用 収益率	純資産経常 利益率	純資産未認識 債務比率	前期に発生した 数理計算上の差異	平均勤続 年数
期待運用収益率	1.000				
純資産経常利益率	0.012	1.000			
純資産未認識債務比率	0.128	0.044	1.000		
前期に発生した数理計算上の差異	-0.113	0.041	-0.267	1.000	
平均勤続年数	0.104	-0.105	0.224	-0.176	1.000
2012					
	期待運用 収益率	純資産経常 利益率	純資産未認識 債務比率	前期に発生した 数理計算上の差異	平均勤続 年数
期待運用収益率	1.000				
純資産経常利益率	-0.011	1.000			
純資産未認識債務比率	0.198	0.032	1.000		
前期に発生した数理計算上の差異	0.250	-0.041	0.414	1.000	
平均勤続年数	0.115	-0.209	0.220	0.165	1.000
2013					
	期待運用 収益率	純資産経常 利益率	純資産未認識 債務比率	前期に発生した 数理計算上の差異	平均勤続 年数
期待運用収益率	1.000				
純資産経常利益率	0.030	1.000			
純資産未認識債務比率	0.185	0.125	1.000		
前期に発生した数理計算上の差異	0.130	-0.140	0.279	1.000	
平均勤続年数	0.120	-0.244	0.174	0.039	1.000

出所：日経 NEEDS Financial QUEST を基に筆者作成

表3 期待運用収益率の水準に関する決定要因

	2011 期待運用収益率	2012 期待運用収益率	2013 期待運用収益率
純資産経常利益率	0.453 (0.002)	0.156 (0.001)	1.194 (0.004)
純資産未認識債務比率	2.058** (0.012)	2.228** (0.013)	3.011*** (0.019)
前期に発生した数理計算上の差異	-1.777* (-0.032)	4.426*** (0.143)	2.208** (0.038)
平均勤続年数	1.674* (0.020)	1.445 (0.016)	2.432** (0.026)
定数項	9.106 (1.800)	9.126 (1.725)	8.397 (1.528)
決定係数	0.021	0.070	0.044

上段の数値は t 値，下段括弧内の数値は係数を表す。

*** は 1%，** は 5%，* は 10% で統計的に有意であること示している。

出所：日経 NEEDS Financial QUEST を基に筆者作成

年に5%有意であり、統計的には強い説明力を有していないが、期待運用収益率の設定に影響を及ぼす可能性が指摘できる。

中嶋（2010）は未認識債務の大きい企業や数理計算上の差異が大きい企業ほど、期待運用収益率を高めるような資産配分を行っている傾向にあることを論じている²³⁾。また高村（2009）は、日本企業では年金資産の資産配分において、株式・債券以外の資産、例えば不動産やオルタナティブ投資への比率が高まっていることを確認している。リスク管理手法の高度化により資産運用先の多様化の動きは一層強まるとしている²⁴⁾。

企業によってリスク許容度が違うため、期待運用収益率を任意に設定することで企業は期待運用収益を操作することができる。分析の結果、企業は財務状況に応じて期待運用収益率を用いた裁量的行動を行っているであろう結果が示された。

4 結論と今後の研究課題

退職給付債務の評価・測定に関する論点で、解決済み及び未解決の論点を確認した。第1の論点では、割引率の基準となる指標が議論された結果、ダブルA格相当の優良社債の利回り及び国債がその指標とされた。また期末時点での利回り及び退職給付支払ごとの支払見込期間が反映された割引率が使用されることとなった。よって、何をもちいて割引率とするかといった論点は解決に至った。

第2の論点は期待運用収益率である。期待運用収益率は退職給付引当金及び当期の退職給付費用ひいては利益にも関連が及ぶ。企業による裁量が暗に認められていることが議論の対象となっている。平成24年改正会計基準により期待運用収益率は長期期待運用収益率へと変更されたが、従来の考え方を踏襲しており、期待運用収益率を用いた経営者の裁量的な行動の余地が残されている。割引率は明確な指標が示されている一方で、期待運用収益率ではそれが明確

に示されていないことが残された課題なのである。

期待運用収益率の分析では、まず割引率と期待運用収益率の分布の違いを確認した。割引率に比べ期待運用収益率の分布ではばらつきが大きく、それは、経営者の意向が反映されていることに他ならない。すなわち、裁量的な傾向が示されていると考えられるのである。次に期待運用収益率の決定要因を探る分析では、純資産未認識債務比率及び前年に発生した数理計算上の差異の水準が高ければ高いほど、期待運用収益率が高くなる傾向にあることが確認された。未認識債務は次年度以降にオンバランスされることから、未認識債務を理由として期待運用収益率を操作するインセンティブはなくなる。よって、前年に発生した数理計算上の差異について、企業間で差が生じにくいような制度設計が行われれば、期待運用収益率における経営者の裁量的行動は縮小に向かうだろう。

以上のように、退職給付債務の評価・測定において制度設計の観点から、期待運用収益率には今なお論点が残されていることが確認された。現状認識の観点から期待運用収益率の分析は、経営者によって裁量的に決定され得るということが裏付けられた。今後の研究課題としては、長期期待運用収益率に関する企業の裁量的行動の確認が挙げられる。また業種特性を踏まえた上での追加的な検証や個別企業を対象とした事例研究も必要であろう。

企業会計原則は、その前文において、企業会計は個々の企業が実務として行われている慣習を要約したものと謳っているように、原則や基準、制度の基礎は個々の企業にあるはずである。企業をつぶさに観察することにより、退職給付会計制度をはじめとした会計制度はより良いものへと設計されていくものと思われる。

【注】

- 1) 企業会計基準委員会「企業会計基準第26号退職給付に関する会計基準」。
- 2) 今福・五十嵐編著（2001）p.118。

- 3) 今福・五十嵐編著 (2001) pp.118-119。
- 4) 三輪 (2009) p.104。
- 5) 三輪 (2009) pp.104-105。
- 6) 財務省「国債金利情報」金利は3月末の営業日のものを使用。
- 7) 株式会社ビジネストラスト「格付会社4社加重平均」月末時点のAA格社債複利を銘柄数により加重平均を算出している。
- 8) 企業会計基準委員会「企業会計基準適用指針第25号退職給付に関する会計基準の適用指針」。
- 9) 新日本有限責任監査法人編 (2013) p.26。
- 10) 企業会計基準委員会「【参考】退職給付会計に関する実務指針(中間報告)等からの改正点」。
- 11) 企業会計基準委員会「企業会計基準適用指針第25号退職給付に関する会計基準の適用指針」。
- 12) 井上 (2013) p.652。
- 13) 藤井 (2008) p.50。
- 14) 今福 (2008) p.18。
- 15) 挽 (2008) pp.80-81。
- 16) 吉田 (2008) pp.63-64。
- 17) 中嶋 (2010) pp.5-14。
- 18) 割引率と期待運用収益率においてレンジがなく、10年分のデータが揃っているサンプルは581であった。
- 19) 柳瀬 (2012) pp.44-45。
- 20) 2011年のサンプルで、純資産未認識債務比率が著しく高いと思われるサンプル及び前期に発生した数理計算上の差異が著しく低いと考えられるサンプルを、それぞれ外れ値として除外した。2011年のサンプル数は569、2012年及び2013年のサンプル数は571である。
- 21) 中嶋 (2010) pp.9-10。
- 22) 中嶋 (2010) p.12。
- 23) 中嶋 (2010) p.12。
- 24) 高村 (2009) p.8。

【参考文献】

青淵正幸 (2009) 「株主価値評価における負債価値の検討」『立教ビジネスレビュー』第2号, pp.103-111。

浅岡泰史・本部崇仁・喜多幸之助 (2008) 『企業価値を向上させる退職給付制度の運営』中央経済社。

泉本小夜子 (2006) 『退職給付会計の知識』日本経済新聞社。

井上雅彦 (2013) 『キーワードでわかる退職給付会計』税務研究会出版局。

今福愛志 (2000) 『年金の会計学』新世社。

今福愛志 (2008) 「退職給付会計基準のフレームワークの転換—退職給付会計の問題性」『企業会計』Vol.60 No.3, pp.18-24。

今福愛志・五十嵐則夫編著 (2001) 『退職給付会計制度・実務・分析』中央経済社。

上野雄史 (2008) 『退職給付制度再編における企業行動』中央経済社。

大野崇・野村昌弘・稲垣泰典 (2012) 「特集退職給付会計の改正ポイント(第3回)退職給付に関する会計基準の改正点」『税務』第128号, pp.6-18。

奥村雅史 (2005) 「退職給付債務に関する裁量的情報開示」『早稲田商学』第404号, pp.27-49。

柏崎重人・深澤寛晴 (2007) 「退職給付(企業年金)の現状と課題」『日本労働研究雑誌』No.564, pp.80-89。

亀川雅人 (2005) 『ビジネスクリエーターと企業統治』創成社。

清松敏雄・花澤健司 (2012) 「退職給付に関する会計基準の改訂と国際会計基準」『金融財政事情』第3号, pp.38-42。

新日本有限監査法人編 (2013) 『退職給付会計のしくみ』中央経済社。

高村静 (2008) 「平成19年度退職給付会計50社の状況(速報)」『NFIリサーチ・レビュー』2008年8月号, pp.1-13。

中央経済社編 (2012) 『新版会計法規集<第5版>』中央経済社。

徳賀芳弘 (2001) 「退職給付会計と利益概念」『会計』第159巻, pp.14-25。

徳田昭夫 (2013) 「図解と設例で基礎から学ぶ新退職給付会計(第1回)退職給付債務計算のロジック」『週刊経営財務』2013.7.22号, pp.20-27。

中嶋幹 (2010) 「裁量的行動からみた割引率、期待運用収益率、数理計算上の差異の償却年数の決定要因—平成20年度退職給付会計の分析—」『NFIリサーチ・レビュー』2010年3月号, pp.1-15。

中嶋幹・二俣新 (2012) 「年金の積立不足が企業の自己資本に与える影響」『NFIリサーチ・レビュー』2012年3月号, pp.1-12。

西成田豊 (2009) 『退職金の—四〇年』青木書店。

野坂和男 (2008) 「退職給付会計における期待運用収益率の会計方針選択行動」『会計監査ジャーナル』No.639, pp.107-115。

挽直治 (2011) 「企業年金会計情報の展開」『経済集志』第81巻, 第3号, pp.157-163。

藤井康行 (2008) 「年金制度改革と退職給付会計の論点」『企業会計』Vol.60, No.3, pp.43-57。

三輪登信 (2008) 「わが国における退職給付会計の現状と今後の課題」『企業会計』Vol.60, No.3, pp.33-41。

三輪登信 (2009) 「割引率に関する退職給付会計基準の変更と実務的対応」『企業会計』Vol.61, No.6, pp.102-111。

- 柳瀬典由 (2012)「企業年金制度の積立不足と企業経営」『週刊社会保障』第66号, pp.44-49.
- 有限責任監査法人トーマツ年金会計サービスライン編 (2010)『退職給付会計～日本基準からIFRSへ』清文社.
- 吉田和生 (2008)「退職給付会計における期待運用収益率の分析」『名古屋市立大学経済学会ディスカッション・ペーパー・シリーズ』No.488, pp.1-11.
- 吉田和生 (2009)「退職給付会計における期待運用収益率の分析」『會計』第175巻, pp.52-66.

【資料】

- 日経 NEEDS Financial QUEST.
- 日本経済新聞「財政悪化の基金廃止 改正厚生年金保険法が成立」2013年6月19日朝刊.
- 日本経済新聞「確定拠出年金, 運用利回り3%台 含み損解消」2013年12月16日朝刊.

【インターネット資料】

- 株式会社ビジネストラスト「格付会社4社加重平均」
<http://www.b-trust.co.jp/pdf/taikyu/shasai.pdf>
(2013年12月25日閲覧)
- 企業会計基準委員会「退職給付に係る会計基準に関する意見書」
http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a913a2.htm (2013年12月15日閲覧)
- 企業会計基準委員会「企業会計基準適用指針第25号退職給付に関する会計基準の適用指針」
https://www.asb.or.jp/asp/asp_j/documents/docs/taikyu-4/taikyu-4_3.pdf (2013年12月15日閲覧)
- 企業会計基準委員会「企業会計基準第26号退職給付に関する会計基準」
https://www.asb.or.jp/asp/asp_j/documents/docs/taikyu-4/taikyu-4_1.pdf (2013年12月15日閲覧)
- 企業会計基準委員会「企業会計基準公開草案第39号「退職給付に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第35号「退職給付に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメント」
https://www.asb.or.jp/asp/asp_j/documents/exposure_draft/comments/pdf_taikyu-5/summary_taikyu-5.pdf (2013年12月15日閲覧)
- 企業会計基準委員会「【参考】退職給付会計に関する実務指針(中間報告)等からの改正点」
https://www.asb.or.jp/asp/asp_j/documents/docs/taikyu-4/taikyu-4_4.pdf (2013年12月15日閲覧)
- 財務省「国債金利情報」http://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/index.htm (2013年12月25日閲覧)
- 日本公認会計士協会「退職給付会計基準に関する実務指針(中間報告)」
http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/post_587.html (2013年12月15日閲覧)